

令和4年4月15日
株式会社 但馬銀行

「振込規定」の一部改定について

平素は但馬銀行をご利用いただきありがとうございます。

さて、当行では、下記のとおり「振込規定」を一部改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

今後とも、より一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

一、改定日

令和4年5月9日（月）

二、対象規定

規定名	改定箇所
振込規定	10. 手数料

三、改定内容

改定前	改定後
<p>10.（手数料）</p> <p>(1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。</p> <p>(2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。</u></p> <p>(3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当行所定の振込手数料をいただきます。<u>この場合、組戻手数料は返却します。</u></p> <p>(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。</p>	<p>10.（手数料）</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2)組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。</p> <p>(3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当行所定の振込手数料をいただきます。</p> <p>(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。</p>

以上

本件に関するお問い合わせ
0120-164-230
受付時間／平日 9:00～17:00
(ただし、銀行休業日を除く)